工事成績採点の考査項目別チェック表 (主任監督員用)

	契約番号:	工事名:
_		

2.施工状況	Ⅱ 工程管理	評定	□а	□b	■ C	□d	□е
2.882-7486	1 7464	01 AL	d I				
		対象項目					
		該当項目					
	評価 点	(〇項目)					
	Ⅲ 安全対策	評定	□а	□b	■ C	□d	□е
		対免疫ロ					
		対象項目 該当項目					
		1000000					
	評価 点	(〇項目)					
		(0 340)					
4.工事特性	キーワード評価	対象項目					
		該当項目					
		Sr. = 21 =					
		【工事特性のキーワ	フードの詳細】				
	(0項目)						
	(+20~0点)						
	評価 点						
6.社会性等	 I 地域への貢献等	評定	□а	□ a'	□ b	□ b'	■ C
	1 -5-57 -57(10)(5		1 4	_ 4	_ 2	1 2	
		対象項目					
		該当項目					
		 【地域への貢献等の	 宝施伏没】				
	(0項目)						
	=== /== -						
	評価 点						
8.法令遵守等		■ 該当なし	,		措置内	容	
		□ 該当あり)				
		【適応事例】					
	評価 点						
	тш ж						
				評定点:	点(加]減点合計	· 点)
[表示につい	[表示について] 該当項目は■により表示。 ア定欄は a~eに■をつけ表示。						

【2-Ⅱ 工程管理】 【主任監督員用】

考査項目	細別	評価対象項目		
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤ 現場閉所による週休2日(4週6休以上)に取り組んだ。(但し、発注者指定型は除く) □ ⑥ その他 理由() □ d やや劣っている □ e 劣っている		
	詳細評価内容			
		評価		
• •	a: 工程管理が優れてい b: 工程管理が良好でな c: 工程管理が適切でな d: 工程管理がやや不過 e: 工程管理が不適切で	がる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	評価 c			

^{※1.} 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に評価を行う、

^{※2.} レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

【 2-Ⅲ 安全対策 】 【主任監督員用】

考查項目	細別	評価対象項目			
500000	עכל שיה	ᇬᆒᄸᅔᄱᅧ			
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。			
		□ ② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。			
		□ ③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。			
		□ ④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。			
		⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。			
		□ ⑥ その他 理由(
		□ d やや劣っている			
		□ e 劣っている			
	詳細評価内容				
		評価			
0	a:安全対策が優れてい	Nる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
0	b:安全対策が良好でな	ある。			
•	c:安全対策が適切で	5る。			
0	d:安全対策がやや不過	適切である。 レ印が付けば-7.5点			
0	e:安全対策が不適切で	である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	評価c				

^{※1.} 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に評価を行う、

^{※2.} レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

【 4-工事特性 1/2 】

考査項目 (細別)		評価対象項目
4. 工事特性	施工条件等への対応	 ○ 1 建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 □ ① 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ ② 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ ③ 大空間のホール等を有する建物 □ ④ その他 理由(
		○ 2 建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 ① 対象建物の耐震レベル ② 建物機能の特殊性 ② 3 その他 理由(【評価技術事例】 ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において I 類及びA類に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 ○ 点
		○ 3 建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 □ ① 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 □ ② 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 □ ③ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ ④ その他 理由(【評価技術事例】 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な 盛替え等を必要とする改修工事
		 ○ 4 厳しい自然・地盤条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 □ ① 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □ ② 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ ③ 雨・雪・風・気温等の影響 □ ④ その他 理由(
		□ ③ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ ④ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ⑤ その他 理由(「評価技術事例) ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事 ○ 点

【4-工事特性 2/2 】

考查項目	- <i></i>	【土江監管貝用】
(細別)		評価対象項目
	施工条件等への対応	○ 6 施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □ ① 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 □ ② 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 □ ③ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ ④ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ ⑤ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ ⑥ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ ⑦ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 □ ③ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ ③ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ ① 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ ① 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ ① 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ ① その他 理由(
(最大 20点)		【詳細評価内容】
評点計 0 点		

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- ※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。
- ※6.「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。 改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。
- ※7. 「施工計画書に記載された事項」、「②事前に請負者から施工の工夫に関する資料が提出された事項」又は、「施工条件明示に記載された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。
- ※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白「口」とする。

【6-1 地域への貢献等】

考査項目	細別	評価対象項目
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 (ポランティア活動、 担い手確保・育成等)	○ 1 工事が地域の環境に及ぼす影響に配慮した。 (但し、「設計計上したもの」、「効果が確認できないもの」、「担い手確保・育成に繋がるもの」を除く) □ ① 水質汚濁防止に配慮 ⑤ 特定外来生物の駆除(事前に環境創造課に要相談) □ ② 騒音振動防止に配慮 ⑥ 希少野生生物の保護(事前に環境創造課に要相談) □ ③ 交通安全対策に配慮 □ ⑦ 重機への軽油代替燃料の使用 □ ④ 粉塵防止対策に配慮 □ ⑧ その他(実施内容を下段に記入) 実施内容()
		○ 2 掲示板を作成し、地域の情報を通行人に見えるよう掲示した。 (但し、「設計計上したもの」、「担い手確保・育成に繋がるもの」を除く) □ ① 地域イベントを紹介する掲示板の設置 □ ② 地域特産品を紹介する掲示板の設置 □ ② 常少野生生物を紹介する掲示板の設置 □ ④ その他(実施内容を下段に記入) 実施内容()
		○ 3 工事期間中に参加人数5名以上の現場見学会又は、視察対応を行った。 又は、工事情報誌(工事通知を除く)を2回以上作成し地域に配布した。 (但し、「設計計上したもの」、「園児、児童、生徒、学生を対象にしたもの」、「担い手確保・育成に繋がるもの」を除く) □ ① 地域住民を対象として □ ③ 工事情報紙を2回以上作成し配布した(HPによる公開も可) 参加人数5名以上の現場見学会開催 □ ④ その他(実施内容を下段に記入) □ ② 官公庁職員を対象とした視察対応 実施内容(
		② 官公庁職員を対象とした視察対応 実施内容(○ 4 実質工期中月30分以上、地域の公共施設の清掃を1回当り3人以上で実施した。 (但し、「設計計上したもの」、「個人の施設」、「担い手確保・育成に繋がるもの」を除く) ① 道路、道路付属施設の清掃 ⑤ 学校、学校施設、学校敷地内の清掃 ② 水路、河川、河川施設の清掃 ⑥ 市営住宅、市営住宅敷地内の清掃 ③ 公園、公園施設の清掃 ⑦ その他(実施内容を下段に記入) ④ 海岸、海岸施設の清掃 実施内容(
		○ 5 地域の祭りや活動に参加又は運営に協力した。
		○ 6 災害時などにおいて、地域への支援又は、行政などが行う救援活動に協力した。 (但し、「設計計上したもの」、「担い手確保・育成に繋がるもの」を除く) □ ① 災害時等の応急復旧に協力 □ ④ 火災現場での協力 □ ② 災害時等の救護活動に協力 □ ⑤ その他(実施内容を下段に記入) □ ③ 交通事故現場での協力 実施内容(
		○ 7担り手確保・育成に繋がる取組みを行った。 (設計計上したものは除き、「担い手確保・育成に繋がる取組み一覧表」に該当する項目) [別紙「担い手確保・育成に繋がる取組み一覧表」の取組み番号を選択】(但し、①を除き、設計計上したものは除く) □ ① 4週8休の実施 □ ⑧ 快適トイレの設置 □ ② 35歳以下の配置 □ ⑨ 女性専用休憩室の設置 □ ③ 意見交換会の開催 □ ⑩ 現場見学通路や椅子の設置 □ ④ 現場見学会の開催 □ ⑪ 模型やパネルを展示した見学所の設置 □ ⑤ 現場見学会で科学実験 又は、創作体験を実施 □ ⑫ 建設業の役割や重要性を紹介するデザイン看板の掲示 □ ⑥ 現場見学会でアンケートの実施 及び 集計 □ ⑬ 建設業の役割や重要性を紹介するパンフレットの配布 □ ⑦ インターンシップの受け入れ □ ⑭ その他(実施内容を下段に記入) 実施内容()
		○ 8 その他□ ① その他 (実施内容を下段に記入)実施内容 (
評価c	評点 〇 点	【詳細評価内容】
	○ a 地域への貢献が優れ ○ a' 地域への貢献がやや ○ b 地域への貢献が良好 ○ b' 地域への貢献がわや ○ c 他の評価に該当しな	優れている。 4項目レ印が付けば7.5点 である。 2項目レ印が付けば5点 良好である。 1項目レ印が付けば2.5点

- ※1. 地域への貢献等は、工事の施工に際して取組んだ項目のうち、地域社会や住民に貢献したものについて加点評価する。
- ※2. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。
- %3. 「地域」の想定範囲は、当該現場から概ね半径 1~k~m以内を標準とする。

【8-法令遵守等】 【主任監督員用】

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表				
8. 法令遵守等	点数	【措置内容】			
		● 該当無し			
	-20 点	○ 1 指名停止3ヶ月以上			
	-15 点	○ 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満			
	-13 点	○ 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満			
	-10 点	○ 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満			
	- 8点	○ 5 文書注意			
	- 5点	○ 6 □頭注意			
	- 3点	 → 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、ロ頭注意以上の処分がなかった場合			
	- 5点	□ 8 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等			
	- 3点	□ 9 下請けの活用が行われない場合等			
		本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7 昔置があった」場合に適用する。			
	2	「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。			
		「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社 見場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。			
		口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は主任監督員から 文書注意、口頭注意等)は、担当又は主任監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。			
		総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定 を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。			
		原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めるこができることとする。			
		【 上記で評価する場合の適応事例 】			
		入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。			
		承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。			
		労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。			
		産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。			
		当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。			
		建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等			
		入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。			
		使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。			
		監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。			
		下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。			
		過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。			
	12	受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。			
	<u> </u>	下請いに乗り回関派止乗が入っていることが刊明した。めるいは乗り回対東本まり来にむされている、呼利、呼、阿音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した			
	<u> </u>	安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。			
		引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。			
	<u> </u>	低入コスト調査で虚偽の報告があった。			
		請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。			
評点計	<u> </u>	受注者が社会保険等未加入建設業者と下請負人契約を締結した。			
O点	<u> </u>	その他 理由:			